

ID: 14

担当部署: 総務部 総務課 総務係

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市手数料徴収条例 第8条		
例 規 番 号	平成18年条例第69号		
【根拠条文】 (過料) 第8条 詐欺その他不正の行為により手数料を免れた者は、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	年 月 日